

○神戸親和大学公的研究費に関する不正事案の取扱い要項

令和3年9月24日

制定

公的研究費にかかる不正事案の調査について、「神戸親和大学公的研究費管理規程（以下、「管理規程」という。）」第6条に定めるほか、以下の定めに基づき調査等を行う。

（告発等の取り扱い）

第1条 告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告するものとする。

（調査委員会の設置及び調査）

第2条 不正に係る調査は、管理規程第6条の不正事案調査委員会が行う。

2. 公正かつ透明性の確保の観点から、管理規程第6条第2項第4号に定める本学に属さない第三者に弁護士及び公認会計士等を含めるものとする。

3. 前項に定める第三者の委員は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

（調査中における一時的執行停止）

第3条 大学は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずるものとする。

（不正事案の認定）

第4条 不正事案調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定を行うものとする。

（配分機関への報告及び調査への協力等）

第5条 大学は調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議を行うものとする。

2. 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。

3. 前項に関わらず、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

4. 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

5. 調査の過程であっても、配分機関の求めがある場合、調査の進捗状況及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。

6. 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

附 則

- 1 この要項は、令和3年9月24日に施行し、令和3年4月1日より適用する。
- 2 この要項の施行の日をもって、「公的研究費に関する不正事案の取扱い要項」（平成28年6月13日制定）は廃止する。